

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒石市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用防止のため、システム操作者を限定し、操作履歴を保存している。また、システム保守業者へは情報保護管理体制を確認し、業務上知り得た情報に対する秘密保持に関しても、契約に含めている。

評価実施機関名

青森県黒石市長

公表日

令和5年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当受給者の認定、所得情報の確認 ②現況届の処理、確認 ③支払情報の管理・確認 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく給付金振込み
③システムの名称	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー 3 宛名システム 4 情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第37号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の57の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課文書係 住所:〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号 電話:0172-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉総務課こども未来係 住所:〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号 電話:0172-52-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	公表日	令和1年6月24日	令和2年5月29日	事前	
令和3年6月8日	公表日	令和2年5月29日	令和3年6月8日	事前	
令和4年6月17日	公表日	令和3年6月8日	令和4年6月17日	事前	
令和5年1月20日	対象人数・取扱者数の計数時点	平成31年3月31日	令和4年3月31日	事前	
令和5年1月20日	I-1. -②事務の概要	児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当受給者の認定、所得情報の確認 ②現況届の処理、確認 ③支払情報の管理・確認	児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当受給者の認定、所得情報の確認 ②現況届の処理、確認 ③支払情報の管理・確認 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく給付金振込み	事前	
令和5年1月20日	I-1. -③システムの名称	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー 3 宛名システム	1 児童扶養手当システム 2 中間サーバー 3 宛名システム 4 情報提供ネットワークシステム	事前	
令和5年1月20日	I-2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童扶養手当情報ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)児童扶養手当情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)口座登録・連携ファイル	事前	
令和5年1月20日	公表日	令和4年6月17日	令和5年1月20日	事前	
令和5年6月16日	公表日	令和5年1月20日	令和5年6月16日	事前	